

米国ロブスター関税撤廃を EU、中国に要求

トランプ米大統領は 2020 年 6 月 5 日、米国産ロブスターへの関税が引き下げられなければ、欧州連合（EU）からの自動車輸入に同等の関税を課す考えを示し、中国製品についても同様の措置を取ると表明した。

トランプ氏は会合に同席していたナバロ大統領補佐官（通商製造政策局長）を「ロブスター王」と命名し、ロブスターの関税協議を取り仕切るよう指示してみせた。

EU の当局者の反応は報道されていないが、本来貿易交渉を仕切る USTR も当事者意識があるのだろうか？

米 EUFTA 交渉の枠組みでは交渉されているがいきなり 1 品目の進展がないから関税引き上げというのはさすがに米国国内法上の根拠はみつけれられるだろうか？

以上は、6 月に書いたが、このあと USTR は、EU と関税引き下げの合意がされ 2020 年 8 月 21 日に発表した。さすが二国間では引下げできず、MFN ベースで引下げとなる。EU は、生鮮、冷凍のロブスター関税の無税化、米国は、特定の調理済み食品、特定のクリスタルガラス製品、表面処理、推進剤粉末、シガレットライター、ライター部品などの 50% 引下げとなっている。日米でもそうであったが大統領権限のみでの措置のため無税とはならない。

この合意は、EU の議会での議決を経て 2020 年 12 月 18 日の EU 官報 L430 で、

Regulation (EU) 2020/2131 of the European Parliament and of the Council of 16 December 2020 on the elimination of customs duties on certain goods

として公布された。

一方米国では、**Proclamation 10128 of December 22, 2020** の一部として合意の実施のしての引下げが行われた、**Federal Register Vol. 85, No. 249 Tuesday, December 29, 2020**

いずれも合意に従い 2020 年 8 月 1 日より適用された。